

■ 児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金①

※補助金の申請手続きについては、支援局虐待防止対策課から連絡があります。
各自治体内においても障害関係部局に情報伝達がなされるようご注意ください。

<現状>

こども未来戦略（令和5年12月閣議決定）に基づく「加速化プラン」により、安心して子育てができ、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現等を目指し、令和8年度までを集中取組期間として、取組の一層の促進を図ることとしています。

令和8年度当初予算事業【6事業】

地域障害児支援体制強化事業	加
地域支援体制整備サポート事業	加
医療的ケア児等総合支援事業	加
聴覚障害児支援機能中核強化事業	加
地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業	加
障害児安全安心対策事業 ※ICTを活用したこどもの見守り支援事業、登降園管理システム支援事業に限る。	

加 ……加速化プラン計上事業

令和8年度（令和7年度からの繰越分）事業【6事業】

地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業
障害児支援事業所等におけるICTを活用した発達支援推進モデル事業 加
地域のインクルージョン総合支援推進事業
発達に特性のあるこどもへのアセスメント強化・伴走的支援推進事業
障害児安全安心対策事業 ※障害児支援事業所等における性被害防止対策支援事業に限る。
障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業 ※地方繰越後の支出負担行為決議は、令和8年6月頃を予定

<今後の執行スケジュール（予定）>

・児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金（障害児支援課分）に係る調査（4/24（金）調査発出、5/29（金）17:00㍻）

（参考／前年度の執行スケジュール）

令和7年度当初交付決定：令和8年1月30日

令和7年度本省繰越分当初交付決定：令和7年12月25日

■ 児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金②

児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金（障害児支援課分）に係る調査について

本調査は、各自治体における加速化プラン事業の進捗状況および将来的なニーズを把握することを目的として実施するものであり、採択の可否に関わらず予算要求を検討している事業についてご回答いただくものです。調査結果を踏まえニーズの低いものについては、令和9年度予算要求を含め今後の在り方を考える基礎として活用します。

<スケジュール>

- ・4月24日（金）発出
- ・5月15日（金）障害児支援事業所等におけるICTを活用した発達支援推進モデル事業 計画書✕
※提出後、5月中を目途にヒアリングの実施
- ・5月29日（金）計画書以外✕【期限厳守】

<留意事項>

- 調査対象は、全都道府県及び市町村（特別区を含む）になります。回答漏れ等を防ぐ観点から、令和8年度において当該補助金の活用を予定されていない自治体についても、ご回答ください。
- 該当事業ごとに担当部署が異なる場合もあるかと思いますが、自治体ごとに代表の方がまとめてご回答ください。
- 今後の事業の進め方にも関係することから、**指定都市・中核市・児童相談所設置市を含めて、都道府県にて取りまとめ**をお願いします。
- 調査結果は、必要に応じて各自治体に共有させていただきます。

<内容>

- ・令和7年度実施済み状況調査（当初分・R6からの繰越分）
- ・令和8年度執行予定調査（R7からの繰越分） ※国庫補助所要額含む（単位は全て【円単位】）
- ・障害児支援事業所等におけるICTを活用した発達支援推進モデル事業 計画書
- ・令和8年度～令和10年度執行予定調査

※令和8年度「児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金」所要額調査は虐待防止対策課より実施予定（Forms）5月29日（金）提出✕であるが、各自治体の補助金取りまとめ担当より回答の必要があるため、よく内部連携いただきたい。

■ 児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金③

<再確定>

障害児支援課担当事業において、過年度に交付確定済の案件について「再確定」に相当する事案が生じた場合は、まずは障害児支援課各事業担当係あて、事前相談してください。今後の処理の進め方について、別途指示します。
なお、再確定の受付期間は、令和8年10月までに相談があった案件に限ることとし、それ以降のものは翌年度の処理で対応します。

また、再確定として処理する場合は、令和9年3月下旬までに返還金の予算措置をお願いします。

※福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金【都道府県のみ】の再確定も同様とする。

<消費税仕入控除報告>

消費税及び地方消費税に係る仕入控除報告については、過年度拝受分も含め令和8年度中に処理を予定しています。返還金が見込まれる自治体におかれては、令和9年3月下旬までに返還金の予算措置をお願いします。

書類提出スケジュールについては、今後正式に連絡しますが該当のある自治体におかれては、各年度の交付要綱様式をもとに書類作成を進めていただきますようお願いします。

■事業別障害児支援課担当係

※従前からのお願いのとおり、疑義照会についてはFormsの利用をお願いしているところです。

<https://forms.office.com/r/jMz4i0QtC8>

（やむを得ない理由により、電話やメールでの照会を行う場合も補助金の対象年度と事業名を明らかにしたうえでご照会ください。）

障害児支援係

地域障害児支援体制強化事業

地域支援体制整備サポート事業

地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業

障害児支援事業所等におけるICTを活用した発達支援推進モデル事業

地域のインクルージョン総合支援推進事業

障害児安全安心対策事業

障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業

医療的ケア児支援係

医療的ケア児等総合支援事業

基準・指導係

発達に特性のあるこどもへのアセスメント強化・伴走的支援推進事業

聴覚障害児支援中核機能強化事業

地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業

■予算関係情報掲載URL

こども家庭庁予算（全体）

<https://www.cfa.go.jp/policies/budget/>

障害児支援課関係予算

<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/>

※こども家庭庁予算（全体）に掲載のある「事業別の資料集」については、抜粋したものであることから、障害児支援課関係予算に掲載のある事業数と必ずしも一致しない。